

令和5年度 多面的消費者教育推進事業

企画コンペ 提案選定要領

令和5年3月

岩手県立県民生活センター



この「企画コンペ提案選定要領」は、岩手県立県民生活センターが、「多面的消費者教育推進事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものとする。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、次に掲げる機関に所属する職員による企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施するものとする。
  - ・盛岡市消費生活センター
  - ・岩手県消費者団体連絡協議会
  - ・岩手県秘書広報室広聴広報課
  - ・岩手県立県民生活センター
- (2) 選定委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された「令和5年度多面的消費者教育推進事業企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）に定める提出書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査項目、審査観点及び配点に基づき審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び参加者による選定委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 選定委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、別表に定める審査項目に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、選定委員ごとに順位点（1位－5点、2位－3点）を付するものとする。
- (3) 上記(2)の順位点を集計し、その順位点の合計により順位をつけて報告するものとする。  
各委員の順位点により順位を決定するものとし、順位が第1位の者を委託予定者として選定することとする。（総合評価）  
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) **参加者が1者のみの場合であった場合にも、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。**
- (5) 選定委員会は、順位等を決定するにあたり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

## 3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者へ郵送により書面で通知する。

【別表】 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
1 事業目的等	事業目的等	・委託業務の趣旨、目的、求められる成果等を理解し、一貫したテーマ、コンセプト、キャッチフレーズ等が示されるなど、的確な提案となっているか。	15点	15点
2 企画提案内容	提案内容	・県民（特に行政パブリシティのみでは消費者問題に関する情報伝達が十分ではない方）の認知度が高まるよう、創意工夫をこらした提案内容となっているか。	25点 (必須事項 15点 自由提案 10点)	55点
	事業効果	・ 県民の消費者問題に対する啓発や注意喚起を期待できる提案であるか。 ・ 県民への普及啓発や情報提供の推進が期待できる方法や内容か。 ・ 実施する普及啓発の実施回数・内容・時間帯等は適当か。	30点	
3 事業実施	見積内容	・予算の範囲内で、事業の積算に係る単価や経費が妥当かつ必要最小限となっているか。 また、全体としてコストパフォーマンスの高い提案内容となっているか	10点	25点
	経営基盤	・団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等、適正かつ確実な運営が期待できるか。	10点	
	業務実績	・類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または、良好な運営が期待できるか。	5点	
4 その他		・環境への配慮、十分な安全確保など、事業実施に当たって優れた提案や工夫が認められるか。	5点	5点
合 計			/100点	

# 多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業 企画提案 募集要項

令和 5 年 2 月 28 日  
岩手県立県民生活センター

## I 事業の趣旨

県では、消費者被害のない地域づくりをすすめ、県民生活の安定と向上を図るため「岩手県消費者施策推進計画」に基づき、各種事業を実施している。その中で本事業は、メディアを利用した全県的なキャンペーンを展開し、県民への注意喚起や情報提供を行うものであること。

## II 事業の概要

### 1 業務内容

本事業の業務内容は、「令和 5 年度多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業業務委託仕様書」（別紙 1）のとおりとする。

### 2 委託予定期間

**契約日から令和 6 年 3 月 31 日まで。**

ただし、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないとき認めるときは、契約の全部若しくは一部を変更又は解除することがあるもの。

### 3 委託料の上限額

**11,927 千円**（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本事業は令和 5 年度予算の成立を前提として、「多面的消費者教育推進事業」業務の委託先を企画競争により募集するものである。そのため、令和 5 年度一般会計予算の成立及び地方消費者行政強化交付金（消費者庁）の活用を前提にしているものであり、県議会 2 月定例会において令和 5 年度予算の承認が得られない場合、若しくは、地方消費者行政強化交付金の活用ができない場合は、停止又は変更する可能性があること。

## III 応募要件

### 1 岩手県内に事務所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

複数の法人等による共同提案も認めるが、単独で応募した法人等が共同提案の構成員になること及び法人等が同時に複数の共同提案の構成員となることは、認められないこと。

### 2 グループで応募する場合には、構成団体が委託業務の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、企画提案書の提出時に代表となる法人等（以下「代表団体」という。）の名称を明記し、必ず代表団体が応募手続きを行い、対応窓口となること。

なお、代表団体及び構成団体の変更は、原則として認められないこと。

### 3 応募団体の資格要件は次のとおりとする。

(1) 本業務の実施について、県の要求に応じて岩手県立県民生活センターに来所し、

迅速に対応できる体制を整えていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。  
なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等かどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 上記（6）までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

#### IV 選定スケジュール及び手続きについて

##### 1 選定スケジュール

項 目	日程（予定）
① 募集要項等に関する質問受付期限	令和 5 年 3 月 6 日（月）17 時まで
② 募集要項等に関する質問回答の公表	3 月 7 日（火）
③ 企画提案書の受付	3 月 15 日（水）17 時まで
④ 企画提案に係る選定委員会の開催 （プレゼンテーション実施）	3 月 23 日（木）
⑤ 受託候補者の決定	3 月 27 日（月）
⑥ 選定結果の公表	3 月 27 日（月）
⑦ 契約締結	4 月 3 日（月）予定

## 2 質問の受付・回答の公表

### (1) 質問の提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（別紙2）に記入の上、電子メール又はファックスで提出すること。（電話等による質問は受け付けない。）

### (2) 提出先

岩手県立県民生活センター（「V 問い合わせ先」参照）

### (3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、岩手県のホームページにて公表する（「トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞コンペ＞コンペ参加者募集情報」へ掲載）。

## 3 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

次の書類を各6部（正本1部、写し5部）提出すること。

ア 企画提案書（別紙3）

イ 見積書（別紙4）

ウ 法人等の概要書（別紙5）

エ 応募要件に係る誓約書（別紙6）

### (2) 提出方法

持参又は「簡易書留」での郵送により、**【期限内必着】**とすること（電子メール、ファックスでは受け付けないこと）。**なお、持参する場合は、平日の9時から17時までの間とすること。**

### (3) 提出先

岩手県立県民生活センター（「V 問い合わせ先」参照）

### (4) 応募に際しての留意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあること。

- ① 応募資格を有しない者から提出があった場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本募集要項に違反すると認められる場合

イ 複数提案の禁止

応募者は、複数の企画提案書を提出することはできない。また、単独で応募する法人等は、他のグループの構成団体となって応募することはできない。

ウ 提出書類の変更

提出後の応募書類の変更、差し替え又は再提出は、原則として認めない（軽易なものを除く。）。なお、提出書類は返却しない。

エ 費用負担

応募に要する経費等は、全て応募者の負担とする。

オ その他

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものと  
とする。

#### 4 受託候補者の選定・委託契約

##### (1) 受託候補者の選定

本事業の実施にあたっては、事業目的を達成するため、消費者トラブルや契約等  
の民事ルールに係る一定の知識を必要とするとともに、各種メディアを効果的かつ  
効率的に活用し、事業効果を生み出すための質の高い企画提案が求められる。

このため、受託候補者の選定にあたっては、競争性・透明性の確保に十分配慮し  
ながら、企画提案の内容、事業の実施能力を総合的に評価する。

##### (2) 審査・選定方法

ア 企画提案の審査・選定は、別途設置する企画提案選定委員会において行う。

イ 審査の方法は、企画提案選定委員会において、応募のあった企画提案書の書類  
審査及び面接審査（プレゼンテーション）により行う。この場合の審査項目、  
審査観点及び配点は、別表のとおり。委員会の委員は、企画提案書及びプレゼン  
テーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

ウ プレゼンテーション時間は25分（説明：15分、質疑応答：10分）程度の予定で  
あり、詳細については、日程等を調整の後、応募者に連絡すること。

エ 上記イの評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、  
2位：3点、3位：1点）をつけ、それをもとに、委員会全体で合計した順位点  
の総得点により順位をつけて、県に報告する。なお、総得点が高点の場合には、  
委員会において合議の上、総合順位を決定する。

オ 審査の結果、総得点が高い提案を行った者を受託候補者として、次いで  
総得点が高い提案を行った者を次点者として選定する。

##### (3) 契約締結交渉

県と受託候補者との間で、仕様書の内容等を協議のうえ、契約締結交渉を行う。  
なお、受託候補者が「Ⅲ 応募要件」に合致しない場合や、契約締結の協議が整わ  
ない場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結  
交渉を行う。

##### (4) 結果の通知及び公表

選定結果は、県のホームページへの掲載により公表するほか、応募者に対し速や  
かに文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

##### (5) 契約に際しての留意点

###### ア 契約額

当初提出された見積書の額が契約額とならない場合もあること。

###### イ 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、免除となる場合があること。

###### ウ 契約となった場合の委託料の支払方法

原則として精算払い。ただし、事業の執行計画等に応じて、一部前金払が可能  
となる場合がある。



## V 問い合わせ先

岩手県立県民生活センター

住 所 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通3-10-2

電 話 019-624-2586

F A X 019-624-2790

Eメール [CB0001@pref.iwate.jp](mailto:CB0001@pref.iwate.jp)

※ 岩手県立県民生活センターのホームページ

岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>)

⇒トップページ⇒組織から探す⇒環境生活部⇒岩手県立県民生活センター

【別表】 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
1 事業目的等	事業目的等	・委託業務の趣旨、目的、求められる成果等を理解し、一貫したテーマ、コンセプト、キャッチフレーズ等が示されるなど、的確な提案となっているか。	15点	15点
2 企画提案内容	提案内容	・県民（特に行政パブリシティのみでは消費者問題に関する情報伝達が十分ではない方）の認知度が高まるよう、創意工夫をこらした提案内容となっているか。	25点 必須事項 15点 自由提案 10点	55点
	事業効果	・県民の消費者問題に対する啓発や注意喚起を期待できる提案であるか。 ・県民への普及啓発や情報提供の推進が期待できる方法や内容か。 ・実施する普及啓発の実施回数・内容・時間帯等は適当か。	30点	
3 事業実施	見積内容	・予算の範囲内で、事業の積算に係る単価や経費が妥当かつ必要最小限となっているか。また、全体としてコストパフォーマンスの高い提案内容となっているか。	10点	25点
	経営基盤	・団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等、適正かつ確実な運営が期待できるか。	10点	
	業務実績	・類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または、良好な運営が期待できるか。	5点	
4 その他		・環境への配慮、十分な安全確保など、事業実施に当たって優れた提案や工夫が認められるか。	5点	5点
合計			/100点	

## 令和5年度 多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業 業務委託 仕様書

### 1 業務の名称

令和5年度多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業業務

### 2 目的

世代ごとに特色のある消費者トラブルの相談事例や解決方法について、テレビ、ラジオ、オンライン動画広告等を利用し、各世代に適した情報提供手段による広報を行うことにより、消費生活に関する正しい知識や的確な判断力が身に付くよう、効果的な普及啓発を行う。

なお、令和5年度は、令和4年度、県内の消費生活トラブルに関する相談が増加傾向にあることを鑑み、各世代への情報提供の機会をより広げ、それぞれの当事者意識の醸成を重点事項とする。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 4 広報の項目及び手段等

県が必ず実施するものと定める事項（以下「必須事項」という。）及びコンペ参加者が目的を達成するうえで効果的であると考える企画内容（以下「自由提案事項」という。）の両者を組み合わせ効率的に業務を実施する。

#### (1) 必須事項

下記に掲げる業務。具体的な仕様については、【別紙】「1 必須事項」による。

- ア テレビCMの制作・放送
- イ ラジオCMの制作・放送
- ウ フリーペーパーへの広告掲載
- エ 新聞紙への広告掲載
- オ オンライン動画広告配信
- カ 注意喚起啓発物品の制作

#### (2) 自由提案事項

必須事項に加え、本事業の目的に合致した効果的な企画を提案すること。【別紙】「2 自由提案事項」による。

なお、自由提案事項の実施に要する経費は、必須事項に要する経費と合わせて、委託料の上限額の範囲内とする。

### 5 県において行う事務

- ・消費生活に関する相談事例及び解決方法等の情報提供
- ・まてのすけ画像（別紙）のデータ提供

- ・その他必要な指示、助言等

## **6 受託者において行う事務**

- ・情報提供を効果的・効率的に達成することができる利用媒体の選定
- ・啓発の実施時期・回数・内容等に係る企画立案
- ・メディアとの連絡調整、啓発の実施

## **7 成果品**

- ・啓発内容に係る記録（DVD等電子媒体を含む）の提出

## **8 広報内容の例**

- ・別紙「令和4年度多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業内容」のとおり

【別紙】

1 必須事項

項目	世代ごとに特色のある消費者トラブルの事例や解決方法等				
	①全世代向け（靈感商法注意）	②全世代向け（消費者月間の周知）	③若者（概ね18～29歳）向け	④成人一般（概ね30～64歳）向け	⑤高齢者（概ね65歳以上）向け
(1) テレビ CM (30秒)	○	○	○	○	○
	40本以上	40本以上	80本以上	80本以上	80本以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各1種以上作成</li> <li>・各年代への訴求を勘案した放送局及び時間帯を選定すること。</li> <li>・それぞれの重点的放送期間は次のとおり               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 4月末から5月</li> <li>② 5月、「消費者110番」（令和5年5月30日）の周知も兼ねること。</li> <li>③ 12～1月、「若年者の消費者トラブル110番週間」（令和6年1月15日～19日）に合わせた期間</li> <li>④ 6～7月</li> <li>⑤ 8～9月、「高齢者の消費者トラブル110番週間」（令和5年9月11日～15日）に合わせた期間</li> </ul> </li> <li>・CMの内容は、二次利用に適したものとする。</li> </ul>					
(2) ラジオ CM (20秒)	○	○	○	○	○
	10本以上	10本以上	30本以上	30本以上	30本以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各1種以上作成</li> <li>・各年代への訴求を勘案した放送局及び時間帯を選定すること。</li> <li>・それぞれの重点的放送期間はテレビCMに準じる。</li> <li>・CMの内容は、二次利用に適したものとする。</li> </ul>					
(3) フリー ペーパーへの 広告掲載	○	○	○	○	○
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわにちリビング等</li> <li>・各1種以上作成（3段1/2）</li> <li>・全世代向けとして、消費者110番（5月30日）の前の週に掲載すること。</li> <li>・若者向けとして、「若年者の消費者トラブル110番週間」（令和6年1月15日～19日）の前の週に掲載すること。</li> <li>・成人一般向けとして、多重債務者相談強化キャンペーン期間（9月～12月）に掲載すること。</li> <li>・高齢者向けとして、「高齢者の消費者トラブル110番週間」（令和5年9月11日～15日）の前の週に掲載すること。</li> </ul>					

(4) 新聞紙 への広告 掲載	○	○	○	○
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各1種以上作成（4段1/4）</li> <li>・全世代向けとして、消費者110番（5月30日）の前の週に掲載すること。</li> <li>・若者向けとして、「若年者の消費者トラブル110番週間」（令和6年1月15日～19日）の前の週に掲載すること。</li> <li>・成人一般向けとして、多重債務者相談強化キャンペーン期間（9月～12月）に掲載すること。</li> <li>・高齢者向けとして、「高齢者の消費者トラブル110番週間」（令和5年9月11日～15日）の前の週に掲載すること。</li> </ul>				
(5) オンライ ン動画広 告	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTube、Facebook、Instagram等のオンライン動画広告により、上記テレビCMをそれぞれ3ヶ月以上配信すること。</li> </ul>			
(6) 注意喚起 啓発物 品			○	
	<p>① 若年者（主に学生）をメインターゲットとし、文房具、生活雑貨等日常的に一定期間継続して使用できるものを注意喚起啓発物品として作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個数：6,000個</li> <li>・デザイン：自由（但し、「消費者ホットライン 188」の文言は必須とすること。）</li> </ul> <p>② 梱包及び発送</p> <p>上記①で作成した注意喚起啓発物品を梱包し、県民生活センター及び県内全市町村（33）に発送（発送時期、各枚数等は後日協議）</p>			

## 2 自由提案事項

<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CM用に作成した動画、音源の其他媒体への効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者向けに制作した動画の大学内デジタルサイネージでの放映</li> <li>・成人一般向けに制作した動画の話題作でのシネアド放映</li> </ul> </li> <li>○雑誌への広告掲載 等</li> </ul>
---

※1 広報に当たって、「いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター まてのすけ」を使用する場合は、県から画像データを提供すること。

※2 「テレビCM」と「ラジオCM」の二次利用については、CM作成後、一般消費者を対象とした県の出前講座、協力いただける小売店等での放映、放送等、県で実施する広報啓発事業において使用することを想定していること。

※3 個別の広報内容、実施時期、実施期間等について、事前に県民生活センターと協議を行うこと。